

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第95号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の次に次の1条を加える。

（給与支払報告書等の提出の特例）

第13条の4 条例第26条第5項第1号及び第6項第1号に規定する規則で定める方法は、神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年12月規則第50号）第3条第1項の定めるところにより、条例第26条第7項に規定する記載事項（第3項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同規則第3条第1項中「次に掲げる事項」とあるのは、「市長が指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したもの（総務省令第10条第2項の規定により読み替えて適用する総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第1項の規定に基づき指定したものをいう。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は次に掲げる事項」とする。

2 前項の送信は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令第10条第3項の規定に基づき総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

3 条例第26条第5項第2号又は第6項第2号の規定による記載事項の記録に関する技術基準については、総務省令第10条第4項の規定に基づき総務大臣の定めるところによる。

4 条例第26条第5項第2号に規定する規則で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。

5 条例第26条第7項の承認を受けようとする同項に規定する報告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (2) 条例第26条第7項の承認を受けようとする旨
- (3) 光ディスク等の種類
- (4) 光ディスク等の規格
- (5) 光ディスク等により調製し、提出しようとする条例第26条第5項の給与支払報告書及び同条第6項の公的年金等支払報告書の見込枚数
- (6) その他参考となるべき事項

第15条第1項第5号及び同条第2項第5号を削る。

第19条第2項第6号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第12号様式の備考に次の1項を加える。

4 督促状を発することの根拠となる条例の規定を記載すること。

第13号様式中「第2次納税義務者の」を「第2次納税義務の」に改める。

第14号様式の備考を次のように改める。

備考

1 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

2 催告書を発することの根拠となる法律の規定を記載すること。

第21号様式から第51号の2様式までの規定中「神戸市長 あて」を「神戸市長宛」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条第2項第6号の改正規定 平成25年4月1日
- (2) 第13条の3の次に1条を加える改正規定 平成26年1月1日